

「議案第44号 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例」に対する付帯決議

今般上程されている「議案第44号 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例」は、都市計画法第34条の規定による市街化調整区域に係る開発行為の許可について、同条第11号の要件に基づく許可を行わないこととする趣旨である。本件は、平成23年第1回定例会において、同趣旨の議案が上程されたものの、農業従事者や関係者を始め、広く市民に対する周知活動が不十分であり、行政としての説明責任が果たされていないとして、閉会中の継続審査と決定され、議員任期満了により廃案となったものである。

この度、再度条例案が上程されたものであるが、本件改正条例案の施行により、市街化調整区域の無秩序な開発を抑制し、集約型都市構造の実現の推進が図られるとともに、農地や緑の保全が期待されるものである。市当局においては、この間、区役所や個別での説明会を開催するとともに、「広報さかい」に条例改正案の概要を掲載するなど、周知活動に努めてきた。これらのことについては一定理解できるものの、市街化調整区域内の土地所有者や農業従事者にとっては、今後の土地活用に多大な影響を及ぼすものであり、本件条例改正の周知活動については今後も徹底して行い、理解を求める必要がある。また、併せて市街化調整区域内の農地所有者及びその土地の利用状況の把握を行うとともに、既存農家の方々が安心して営農できる保全対策や、さらなる地元負担の軽減等の支援策、農業の担い手支援や農空間の保全・活用など、農業振興施策について具体策を明確に示す必要がある。

さらに、条例の施行後3年を目途に、市街化調整区域内の土地利用がどのように推移するのかを検証し、その時点で必要な施策を検討することは当然のことであるが、今後の市街化調整区域の望ましい土地利用についての対策を講じることは、直ちに実施すべきである。また、猶予期間における開発についても無秩序な開発にならないよう対策を講じるべきである。以上のことを強く求め、ここに付帯決議する。